

議案第105号 説明資料

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例			改 正 条 例		
○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日条例第25号)			○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日条例第25号)		
第1条～第12条 略			第1条～第12条 略		
別表（第6条関係）保育料金表			別表（第6条関係）保育料金表		
階 層 区 分		保育料の額（月額）	階 層 区 分		保育料の額（月額）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円	第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円
第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円	第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円
第5階層	町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	11,000円	第5階層	町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	11,000円
第6階層	市町村民税所得割課税世帯（100,000円以上）	12,000円	第6階層	市町村民税所得割課税世帯（100,000円以上）	12,000円
備考 1～4 略 5 第2階層から第6階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援			備考 1～4 略 5 第2階層から第6階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、 <u>児童心理治療施設通所部</u> に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用		

現 行 条 例	改 正 条 例																
を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、子どもの属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、4に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。																	
<table> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> <tr> <td>ア 上記5に掲げる施設を利用している 就学前児童（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち最年長のもの1人 とする。）</td><td>保育料金表に定める額</td></tr> <tr> <td>イ 上記5に掲げる施設を利用している ア以外の就学前児童（該当する児童が 2人以上の場合は、そのうち最年長の もの1人とする。）</td><td>保育料金表に定める額×0.5</td></tr> <tr> <td>ウ 上記5に掲げる施設を利用している 上記以外の就学前児童</td><td>0円</td></tr> </table>	第1欄	第2欄	ア 上記5に掲げる施設を利用している 就学前児童（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち最年長のもの1人 とする。）	保育料金表に定める額	イ 上記5に掲げる施設を利用している ア以外の就学前児童（該当する児童が 2人以上の場合は、そのうち最年長の もの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5	ウ 上記5に掲げる施設を利用している 上記以外の就学前児童	0円	<table> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> <tr> <td>ア 上記5に掲げる施設を利用している 就学前児童（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち最年長のもの1人 とする。）</td><td>保育料金表に定める額</td></tr> <tr> <td>イ 上記5に掲げる施設を利用している ア以外の就学前児童（該当する児童が 2人以上の場合は、そのうち最年長の もの1人とする。）</td><td>保育料金表に定める額×0.5</td></tr> <tr> <td>ウ 上記5に掲げる施設を利用している 上記以外の就学前児童</td><td>0円</td></tr> </table>	第1欄	第2欄	ア 上記5に掲げる施設を利用している 就学前児童（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち最年長のもの1人 とする。）	保育料金表に定める額	イ 上記5に掲げる施設を利用している ア以外の就学前児童（該当する児童が 2人以上の場合は、そのうち最年長の もの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5	ウ 上記5に掲げる施設を利用している 上記以外の就学前児童	0円
第1欄	第2欄																
ア 上記5に掲げる施設を利用している 就学前児童（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち最年長のもの1人 とする。）	保育料金表に定める額																
イ 上記5に掲げる施設を利用している ア以外の就学前児童（該当する児童が 2人以上の場合は、そのうち最年長の もの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5																
ウ 上記5に掲げる施設を利用している 上記以外の就学前児童	0円																
第1欄	第2欄																
ア 上記5に掲げる施設を利用している 就学前児童（該当する児童が2人以上 の場合は、そのうち最年長のもの1人 とする。）	保育料金表に定める額																
イ 上記5に掲げる施設を利用している ア以外の就学前児童（該当する児童が 2人以上の場合は、そのうち最年長の もの1人とする。）	保育料金表に定める額×0.5																
ウ 上記5に掲げる施設を利用している 上記以外の就学前児童	0円																
（注） 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。																	